

長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業
実施方針（変更）の公表について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI 法」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年12月26日に長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を公表しましたが、施設規模等を変更したため、同法第5条第4項に則り、実施方針の変更として公表します。

平成30年3月5日

長岡市長 磯田 達伸

実施方針の変更箇所に関する新旧対照表

頁	大項目	中項目	小項目		新	旧
				用語の定義委員会	長岡市PFI事業等事業者選定委員会中之島新ごみ処理施設（仮称）整備事業部会をいう。	長岡市PFI事業等事業者選定委員会をいう。
15	第4	2	(2)	不燃・粗大ごみ処理施設	処理能力 21t/5h（1基）	処理能力 23t/5h（1基）